



人材確保にお困りの採用担当の方へ ご存知ですか？ 「生活援助従事者研修」

生活援助従事者研修は、生活援助を専門に行う人材の裾野を広げて労働力を確保するために、訪問介護事業所で必要となる生活援助資格と身体介護資格を切り分けて創設された公的資格です。ホームヘルパー（訪問介護員）として生活援助のみの業務を行うことができる資格の付与を行い、多様な人材の確保及び活用を促す取り組みとして平成30年4月より新たに創設されました。

生活援助従事者研修修了者の効果的な活用方法

ホームヘルパー（訪問介護員）として、生活援助業務を行うことができます。

掃 除

買い物

洗 濯

衣類の整理整頓

調 理

ベッドメイク

片付け

薬の受け取りなど

- 研修カリキュラムは59時間で、介護職員初任者研修130時間の約半分です。
- 日常必要となる生活援助サービスのみの業務を行うことができます。身体介護サービスを行うことはできませんが、非常勤スタッフとして、案件に応じて依頼できます。

要介護者向け生活援助の他、要支援者向けの対応要員として活用できます。

訪問介護事業所の人員基準
（常勤加算2.5人以上）の
対象となります。

初任者研修71時間受講
（時間免除）で
ステップアップして頂けます。

- 効率的な人材活用で既存スタッフのスケジュールに余裕が生まれ、身体介護を伴う案件の比重を高めたり、対応件数を増やすことができるようになります。
- 初任者研修の資格取得等、生活援助従事者のステップアップを促すことも可能です。

こんな訪問介護事業所の方にお勧めです

要介護者向けの
生活援助対応業務が
ある程度ある

要支援者向け等、
身体介護有資格者の
業務が多い

人材不足が深刻で
既存スタッフの
負担が大きい

「生活援助従事者研修」とは

訪問介護事業所の課題

介護人材不足な上に既存スタッフの高齢化も進んでいるため新規募集をかけるが、応募者が少なかったり、応募すらないことがある。

訪問介護事業所の懸念

身体介護ができないと、利用者宅で何かあった際に臨機応変な対応ができるのか不安がある上に、シフト調整等が大変になる。

今後の介護品質の担保・維持に資する取り組みとして
平成30年4月に創設された公的資格です。

業界全体で介護人材不足の問題が顕在化している中で
多様な人材の効果的活用を促し得る取り組みが求められています。
「生活援助従事者研修」は、
訪問介護事業所の介護品質の担保・維持を目指しており、
研修修了者の活用は有効な取り組みになると考えております。

「生活援助従事者研修修了者」を活用する際の留意点

研修修了者は「家事が得意なので活かしたい」「日中の短時間で働きたい」といった意向を持つ方が多い傾向にあります。また、50代以上、主婦・主夫の方の占める割合が高いため、就業に際しての不安を抱えている方も多数いますので、即戦力としての過度な期待はせず、「ゆっくり、無理なく、丁寧に寄り添って対応」することが重要なポイントとなります。

【不安例】

- *働くのが久しぶり
- *家事・子育てとの両立
- *利用者宅1人訪問

【対応例】

- *週1回1時間の依頼から、徐々に増やしていく
- *要支援者や介護度の低い利用者への対応を依頼
- *いつでも相談できる体制、資格取得の推奨・支援

※生活援助従事者研修は、制度の認知度が低いことが課題となっています。「資格取得者が少ない」「研修事業者が少ない」状況という状況ですが、訪問介護事業所において「人材がいれば活用する意向がある」ことを発信していただくことも重要です。

